

平成27年10月 土木工事積算要領正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考
<p>第1編</p> <p>9 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い（一般土木編）</p>	<p>要領・土木 81</p>	<p>9. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い（一般土木編）</p> <p style="text-align: center;">建設省官技発第116号 昭和57年3月29日 一部改正 建設省技調発第57号 平成元年2月8日</p> <hr style="border: 1px dashed red;"/> <p>各地方建設局長 北海道開発局長 沖縄総合事務局長 } あて</p> <p style="text-align: center;">建設大臣官房技術審議官</p> <p>請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、工事請負契約書の制定について（昭和48年4月4日付け建設省厚発第100号）及び工事請負契約書の運用基準について（昭和48年4月26日付け建設省厚発第129号）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算については、下記により処理された。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 現場搬入済の材料、機械等……一時中止（以下「中止」という。）以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等 (2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……一時中止命令時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等</p> <p>2 対象工事 発注者（以下「甲」という。）が、工事請負契約書第19条第3項の<u>必要な費用</u>（以下これら一括して「増し分費用」という。）を負担する工事（以下「対象工事」という。）は、予測し難い理由により、施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって中止したために、著しい増し分費用が生じたものとする。</p> <p>3 一時中止時における指示 甲は、増し分費用を負担する可能性を有する工事を中止させる場合には、請負者（以下「乙」という。）に対して中止の対象となる工事の内容、工事区域、一時中止命令期間（以下「中止期間」という。）の見通し及び工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示するものとする。</p> <p>4 基本計画書 (1) 乙は、工事を中止した場合においては、次項に定めるところにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。 (2) 基本計画書においては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。 (3) 中止した工事現場の管理責任は、乙に属するものとし、乙は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。</p>	<p>9. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い（一般土木編）</p> <p style="text-align: center;">建設省官技発第116号 昭和57年3月29日 一部改正 建設省技調発第57号 平成元年2月8日 一部改正 建設省技調発第80号 平成4年3月19日</p> <p>各地方建設局長 北海道開発局長 沖縄総合事務局長 } あて</p> <p style="text-align: center;">建設大臣官房技術審議官</p> <p>請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、工事請負契約書の制定について（昭和48年4月4日付け建設省厚発第100号）及び工事請負契約書の運用基準について（昭和48年4月26日付け建設省厚発第129号）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算については、下記により処理された。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 現場搬入済の材料、機械等……一時中止（以下「中止」という。）以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等 (2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……一時中止命令時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等</p> <p>2 対象工事 発注者（以下「甲」という。）が、工事請負契約書第17条第3項の<u>思想額又は積算額</u>（以下これら一括して「増し分費用」という。）を負担する工事（以下「対象工事」という。）は、予測し難い理由により、施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって中止したために、著しい増し分費用が生じたものとする。</p> <p>3 一時中止時における指示 甲は、増し分費用を負担する可能性を有する工事を中止させる場合には、請負者（以下「乙」という。）に対して中止の対象となる工事の内容、工事区域、一時中止命令期間（以下「中止期間」という。）の見通し及び工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示するものとする。</p> <p>4 基本計画書 (1) 乙は、工事を中止した場合においては、次項に定めるところにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。 (2) 基本計画書においては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。 (3) 中止した工事現場の管理責任は、乙に属するものとし、乙は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。</p>	<p>記載内容の訂正</p>

平成27年10月 土木工事積算要領正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考
第1編 9 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い(一般土木編)	要領・土木 82	<p>5 増し分費用の範囲</p> <p>増し分費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用(以下これらを一括して「工事現場の維持等に要する費用」という。)とする。</p> <p>(1) 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労働者又は技術職員(専門職種を含む。以下同じ。)を保持するために必要とされる費用等とする。</p> <p>(2) 工事体制の縮小に要する費用 工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>(3) 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者、技術職員の転入に要する費用等とする。</p> <p>6 増し分費用の構成費目</p> <p>増し分費用の構成費目は、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="421 742 1153 1125" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <p>7 増し分費用の算定</p> <p>(1) 増し分費用の算定は、乙が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを甲乙協議して行うものとする。</p> <p>(2) 増し分費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した次項に定める内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更で処理するものとする。</p> <p>8 増し分費用の費目と内容</p> <p>増し分費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現場における増し分費用</p>	<p>5 増し分費用の範囲</p> <p>増し分費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用(以下これらを一括して「工事現場の維持等に要する費用」という。)とする。</p> <p>(1) 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労働者又は技術職員(専門職種を含む。以下同じ。)を保持するために必要とされる費用等とする。</p> <p>(2) 工事体制の縮小に要する費用 工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>(3) 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者、技術職員の転入に要する費用等とする。</p> <p>6 増し分費用の構成費目</p> <p>増し分費用の構成費目は、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="1249 742 1982 1125" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <p>7 増し分費用の算定</p> <p>(1) 増し分費用の算定は、乙が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを甲乙協議して行うものとする。</p> <p>(2) 増し分費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した次項に定める内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更で処理するものとする。</p> <p>8 増し分費用の費目と内容</p> <p>増し分費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現場における増し分費用</p>	記載内容の訂正

区分	頁・行	誤	正	備考
第1編 9 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い(一般土木編)	要領・土木 84	<p>必要と認めたものに係る準備費用</p> <p>ト 事業損失防止施設費</p> <p>① 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用。</p> <p>② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、甲が新たに指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認められた仮設等に要する費用(補助労力・保安委員費を含む。)</p> <p>~~~~~</p> <p>チ 安全費</p> <p>① 既存の安全設備に係る費用 中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用</p> <p>② 新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計に計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、甲が新たに指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認められた安全管理に要する費用(保安委員費を含む。)</p> <p>リ 役務費</p> <p>① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>② 電力・水道等の基本料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料</p> <p>ヌ 技術管理費 原則として増し分費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p>ヒ 営繕費 中止以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費・補修費及び損料額又は営繕費、労働者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割増率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労働者輸送に要する費用</p> <p>ヘ 労働者輸送費 元設計が、営繕費、労働者輸送費を区分して積算している場合において甲乙協議により工事現場に常駐する労働者及び近傍の工事現場等に転出させると認められた労働者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> <p>コ 社員等従業員給料手当 中止期間中の工事現場の維持等のために、甲乙協議により定められた次の費用</p> <p>① 元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用</p>	<p>必要と認めたものに係る準備費用</p> <p>ト 仮設費</p> <p>① 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用。</p> <p>② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、甲が新たに指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認められた仮設等に要する費用(補助労力・保安委員費を含む。)</p> <p>チ 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用</p> <p>リ 安全費</p> <p>① 既存の安全設備に係る費用 中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用</p> <p>② 新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計に計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、甲が新たに指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認められた安全管理に要する費用(保安委員費を含む。)</p> <p>ヌ 役務費</p> <p>① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>② 電力・水道等の基本料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料</p> <p>ヒ 技術管理費 原則として増し分費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p>ヘ 営繕費 中止以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費・補修費及び損料額又は営繕費、労働者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割増率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労働者輸送に要する費用</p> <p>コ 労働者輸送費 元設計が、営繕費、労働者輸送費を区分して積算している場合において甲乙協議により工事現場に常駐する労働者及び近傍の工事現場等に転出させると認められた労働者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> <p>カ 社員等従業員給料手当 中止期間中の工事現場の維持等のために、甲乙協議により定められた次の費用</p> <p>① 元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用</p>	記載内容の訂正

平成27年10月 土木工事積算要領正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考
<p>第1編 9 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い (一般土木編)</p>	<p>要領・土木 85</p>	<p>㊟ 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>㊞ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>㊦ 業務管理費</p> <p>① 他の工事現場へ転出入する労働者の転出入に要する費用 中止によって遊休となった労働者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労働者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用 なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直雇又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労働者」という。）（通勤者も含む。）とする</p> <p>② 解雇・休業手当を払う場合の費用 甲乙協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認められた専従的労働者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>㊧ 地代 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用</p> <p>㊨ 福利厚生費等 現場管理費の内、現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用</p> <p>(2) 本支店における増し分費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な乙の本支店における費用</p> <p>(3) 消費税等相当額 現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用</p> <p>(4) 積算にあたっては別紙1による。</p> <p>9 材料等の価格等の取扱い 増し分費用の各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。</p> <p>10 増し分費用の設計書における取扱い 増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。</p> <p>11 増し分費用の事務処理上の取扱い (1) 増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。 (2) 増し分費用の積算は、工事再開後速やかに甲乙が協議して、行うものとする。 (3) 増し分費用は、乙の請求があった場合に負担するものとする。</p>	<p>㊟ 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>㊞ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>㊦ 業務管理費</p> <p>① 他の工事現場へ転出入する労働者の転出入に要する費用 中止によって遊休となった労働者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労働者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用 なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直雇又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労働者」という。）（通勤者も含む。）とする</p> <p>② 解雇・休業手当を払う場合の費用 甲乙協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認められた専従的労働者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>㊧ 地代 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用</p> <p>㊨ 福利厚生費等 現場管理費の内、現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用</p> <p>(2) 本支店における増し分費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な乙の本支店における費用</p> <p>(3) 消費税等相当額 現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用</p> <p>(4) 積算にあたっては別紙1による。</p> <p>9 材料等の価格等の取扱い 増し分費用の各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。</p> <p>10 増し分費用の設計書における取扱い 増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。</p> <p>11 増し分費用の事務処理上の取扱い (1) 増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。 (2) 増し分費用の積算は、工事再開後速やかに甲乙が協議して、行うものとする。 (3) 増し分費用は、乙の請求があった場合に負担するものとする。</p>	<p>記載内容の訂正</p>

区分	頁・行	誤	正	備考
第1編 9 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い (一般土木編)	要領・土木 86	<p>別紙1</p> <p>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について 土木諸負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」(昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号)により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8. 増し分費用の費目と内容」及び「10. 増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので当面これによるものとする。 ただし、これにより難い場合は「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」(昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号)によるものとする。</p> <p>1 増加費用等の適用及び範囲</p> <p>1-1 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、発注者が工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む。)を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合に適用するものとする。なお、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。</p> <p>1-2 増加費用等の範囲 増加費用等の範囲は、下記の現場維持等に要する費用及び本支店における増加費用等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場維持等に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> イ、工事現場の維持に要する費用 ロ、工事体制の縮小に要する費用 ハ、工事の再開・準備に要する費用 ・本支店における増加費用 <p>2 増加費用等の算定</p> <p>2-1 増加費用等の構成 増加費用等の算定は、中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>諸負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> — 工事価格 — 消費税相当額 — 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> — 直接工事費 — 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> — 共通仮設費 — 現場管理費 — 中止期間中の現場維持等の費用 — 純工事費 — 一般管理費等 <p>※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む</p> </div> <p>(注) 一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p>	<p>別紙1</p> <p>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について 土木諸負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」(昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号)により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8. 増し分費用の費目と内容」及び「10. 増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので当面これによるものとする。 ただし、これにより難い場合は「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」(昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号)によるものとする。</p> <p>1 増加費用等の適用及び範囲</p> <p>1-1 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、発注者が工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む。)を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合に適用するものとする。なお、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。</p> <p>1-2 増加費用等の範囲 増加費用等の範囲は、下記の現場維持等に要する費用及び本支店における増加費用等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場維持等に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> イ、工事現場の維持に要する費用 ロ、工事体制の縮小に要する費用 ハ、工事の再開・準備に要する費用 ・本支店における増加費用 <p>2 増加費用等の算定</p> <p>2-1 増加費用等の構成 増加費用等の算定は、中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>諸負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> — 工事価格 — 消費税相当額 — 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> — 直接工事費 — 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> — 共通仮設費 — 現場管理費 — 中止期間中の現場維持等の費用 — 一般管理費等 — 純工事費 — 一般管理費等 <p>※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む</p> </div> <p>(注) 一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p>	記載内容の訂正

9. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い（一般土木編）

建設省官技発第116号 昭和57年3月29日

一部改正 建設省技調発第57号 平成元年2月8日

一部改正 建設省技調発第80号 平成4年3月19日

各地方建設局長
北海道開発局長 } あて
沖縄総合事務局長 }

建設大臣官房技術審議官

請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、工事請負契約書の制定について（昭和48年4月4日付け建設省厚発第100号）及び工事請負契約書の運用基準について（昭和48年4月26日付け建設省厚発第129号）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算については、下記により処理されたい。

記

1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 現場搬入済の材料、機械等……一時中止（以下「中止」という。）以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等

(2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……一時中止命令時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等

2 対象工事

発注者（以下「甲」という。）が、工事請負契約書第17条第3項の負担額又は賠償額（以下これら一括して「増し分費用」という。）を負担する工事（以下「対象工事」という。）は、予測し難い理由により、施工途上にある工事の主要部分を長期にわたって中止したために、著しい増し分費用が生じたものとする。

3 一時中止時における指示

甲は、増し分費用を負担する可能性を有する工事を中止させる場合には、請負者（以下「乙」という。）に対して中止の対象となる工事の内容、工事区域、一時中止命令期間（以下「中止期間」という。）の見通し及び工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示するものとする。

4 基本計画書

(1) 乙は、工事を中止した場合においては、次項に定めるところにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。

(2) 基本計画書においては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。

(3) 中止した工事現場の管理責任は、乙に属するものとし、乙は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。

5 増し分費用の範囲

増し分費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用（以下これらを一括して「工事現場の維持等に要する費用」という。）とする。

(1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労働者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

(2) 工事体制の縮小に要する費用

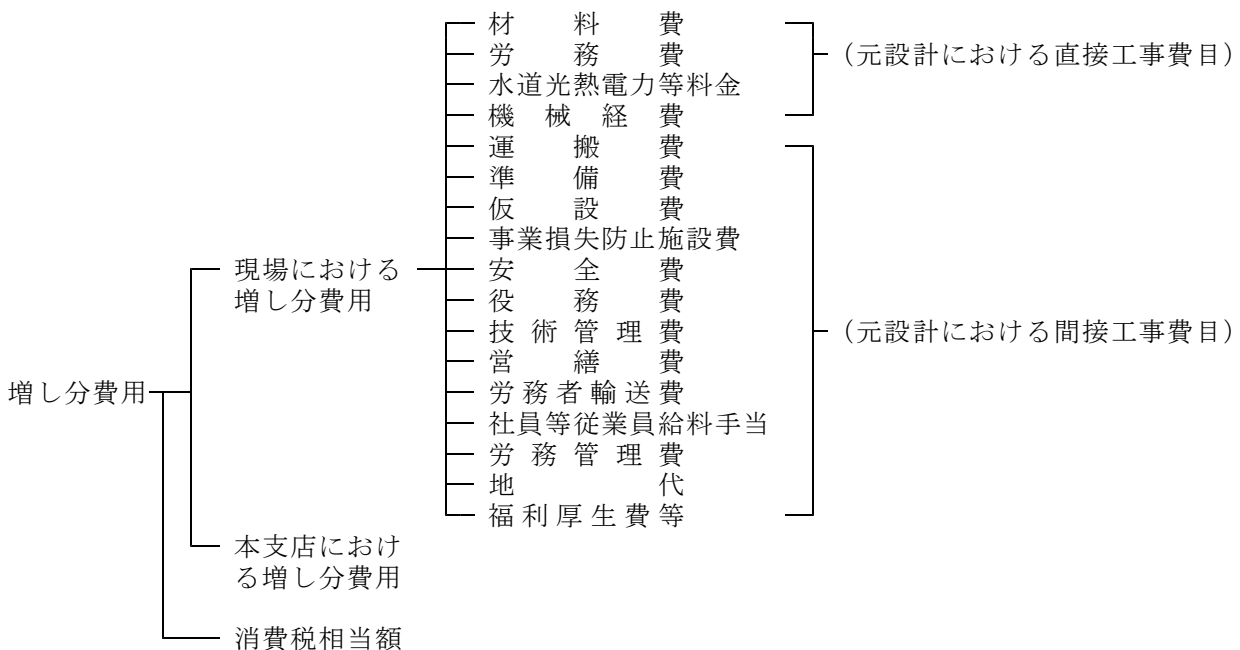
工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

(3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者、技術職員の転入に要する費用等とする。

6 増し分費用の構成費目

増し分費用の構成費目は、次のとおりとする。



7 増し分費用の算定

(1) 増し分費用の算定は、乙が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを甲乙協議して行うものとする。

(2) 増し分費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した次項に定める内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更で処理するものとする。

8 増し分費用の費目と内容

増し分費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増し分費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、甲が倉庫等（乙が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、甲が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、甲乙協議により工事現場に労働者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、甲乙協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の甲の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、甲が指示し、あるいは甲乙協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、甲が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、管理費を含む。）

b 甲が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点に現場搬入済の機械器具及び仮設材等のうち甲が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたため、新たに工事現場内を移動させることを甲が指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ヘ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、甲が指示しあるいは甲乙協議により甲が

必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用。

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、甲が新たに指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計に計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、甲が新たに指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力・水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増し分費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費・補修費及び損料額又は営繕費、労働者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労働者輸送に要する費用

ワ 労働者輸送費

元設計が、営繕費、労働者輸送費を区分して積算している場合において甲乙協議により工事現場に常駐する労働者及び近傍の工事現場等に転出させると認められた労働者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、甲乙協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労働者の転出入に要する費用
中止によって遊休となった労働者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労働者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用
なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労働者」という。）（通勤者も含む。）とする
- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用
甲乙協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労働者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増し分費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な乙の本支店における費用

(3) 消費税等相当額

現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用

(4) 積算にあたっては別紙1による。

9 材料等の価格等の取扱い

増し分費用の各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。

10 増し分費用の設計書における取扱い

増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

11 増し分費用の事務処理上の取扱い

- (1) 増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- (2) 増し分費用の積算は、工事再開後速やかに甲乙が協議して、行うものとする。
- (3) 増し分費用は、乙の請求があった場合に負担するものとする。

別紙 1

工事の一時中止に伴う増加費用等の積算

1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について

土木請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号）により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8. 増し分費用の費目と内容」及び「10. 増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので当面これによるものとする。

ただし、これにより難しい場合は「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号）によるものとする。

1 増加費用等の適用及び範囲

1-1 増加費用等の適用

増加費用等の適用は、発注者が工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む。）を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合に適用するものとする。なお、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。

1-2 増加費用等の範囲

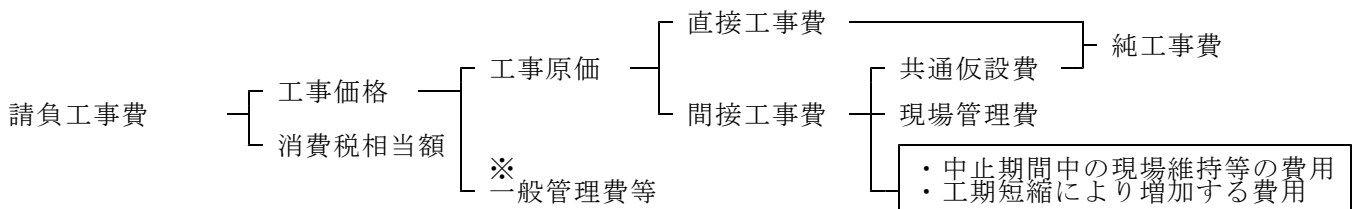
増加費用等の範囲は、下記の現場維持等に要する費用及び本支店における増加費用等とする。

- ・ 現場維持等に要する費用
 - イ. 工事現場の維持に要する費用
 - ロ. 工事体制の縮小に要する費用
 - ハ. 工事の再開・準備に要する費用
- ・ 本支店における増加費用

2 増加費用等の算定

2-1 増加費用等の構成

増加費用等の算定は、中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

(注) 一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。